

<資 料>

立法批評

少額請求裁判所法 1984年

村 井 衡 平

シンガポールにおいては、1984年に少額請求裁判所法 (The Small Claims Courts Act) が制定され、少額の紛争を解決するため、消費者を保護する目的で、下級裁判所の1つとして少額請求裁判所が設けられるにいたった。この論文はシンガポール国立大学法学部の講師を勤める Ho Penk Kee 氏により、Malaya Law-Review. vol. 25. 287頁—299頁に掲載され、この新しい法律の内容が紹介されている。

ところで、少額請求裁判所はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、およびホンコンにおいてすでに設立されて、消費者保護の目的を十分に果しているようである。このうち、カナダのオンタリオ州の少額請求裁判所については、筆者がオンタリオの裁判所で入手したパンフレットの内容を神戸学院法学第16巻1号に「少額請求裁判所—カナダ・オンタリオ州」として紹介したので、参照して頂きたい。このような少額の事件を扱う裁判所の手続として、わが国では現行の民事訴訟法第252条—第359条の「簡易裁判所ノ訴訟手続ニ関スル特則」がこれに当ると思われるが、平成10年1月1日より施行された新民事訴訟法によれば、第6編に「少額訴訟に関する特則」として、第368条—第381条に新らしい規定が設けられている。そして、少額訴訟の要件として訴額30万円以下の金銭支払請求に限っており、シンガポールの少額請求裁

判所が2,000ドル以下としているのと符合すると思われる。

序 論

1984年の少額請求裁判所法は最終的にペールをぬがされた。⁽¹⁾ シンガポールにかかる裁判所が設けられるべきあるという提案は、議会のメンバーがそれを議会に提出しようと意図したとき、1976年にさかのぼって行われた。⁽²⁾ 同時に、シンガポール消費者協会(the Consumer's Association of Singapore—以下に CASE として参照する)は、政府に対して陳情したが、しかしながら、これをさらに押し進めるには至らなかった。CASE はそれにもかかわらず、考えを完全に捨てることなく、適切な政府機関との静かな接触および協議を継続した。それを導入するための運動は過去2・3年の間に速度を増し、そのための基礎をなす要素が変ってきた。それらは多分、権利を承知すると共に趣味の面においても、消費者の知性が増大したこと、まじめな消費者の不平の数およびこれらの権利が擁護されるべきことの要望がますます多くなってきたこと、⁽³⁾ 無法な商人による不注意な消費者とくに旅行者に対する宣伝は、かくしてショッピング・パラダイスとしてのシンガポールのイメージに不利な影響を及ぼすこと、⁽⁴⁾ そして下級裁判所(Subordinate court)の仕事量が増大することを含んでいる。現在では計画が最初に討議されてから8年を経過しており、少額請求裁判所における消費者の権利の擁護は、まもなく現実のものとなるであろう。⁽⁵⁾

法律の規定を議論するに先立って、消費者の保護に対する政府の全面的な考え方およびこのような事態の中での裁判所の役割に対する政府の認識を調査するのが有益であろう。議会の第2読会において法案を提出するに当って、労働大臣、内務副大臣をつとめる S. Jayakumar 教授は次のようにくり返した。すなわち、“消費者は自由な市場における自由

な取引および競争を通じて最も良く保護されると政府は信じている”とし、さらに消費者は用心深く、しかも彼等の権利を知っているべきことを強調した。これに関連して、裁判所は“消費者が彼等自身を保護するための新らしい制度”⁽⁶⁾であった。政府はそれゆえに、現在、被害をうけた消費者のために開かれている2つの救済方法、すなわち、消費者協会に助けを求める方法、または裁判所に賠償もしくは救済を求める方法を裁判所が補足すべきであると考えている⁽⁷⁾。このような対案の欠点に軽く触れたのち、Jaykumar 教授は結論として、“少額請求を扱う、費用がより安く、より形式的でないという明白な要求”⁽⁸⁾が存在するとし、さらに“この法案は消費者保護の分野における重要な一里塚を提示している”⁽⁹⁾とのべた。

法律の規定

1. 予備的な観察

われわれが裁判所の機構および他の特色を調査するに先立って、3つのことに注目するのが当を得ている。第1に、立法が適当な時期であり、歓迎されるだろうということである。それを導入することは、全体的にみて、“自助”(self-help)という考え方に合致している⁽¹⁰⁾。十分に宣伝され、利用されるならば、市場における非行を阻止するにちがいない。第2に、少額請求裁判所は、司法組織の中で紛争解決の手續として新しいものではない。アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダおよびホンコンのような国々ではすでに存在している⁽¹¹⁾。シンガポールに関する限り、われわれがやっと実験段階にいるにすぎないことははっきりしている。それゆえに、われわれは精製と改善の可能性に向けて留意すべきである。第3に、法案を起草する人は、非常によみやすい、ちょっとした立法を起草するよう、委任されなければならない。とりわけ、法律上で表示することが禁じられるとき⁽¹²⁾、素人は彼が裁判所の面前で彼の権利を強調するために法律が彼に何をすることを要求するのかを読み、かつ、理解す

ることを期待されている。規定を起草するためのわかりやすく、簡明な方法は、それゆえに、気持よく歓迎されるであろう。

2. 管轄区域

裁判所は、非難されている訴訟原因の時から1年を経過しておらず、2,000ドルを越えない物品の売買契約またはサービスの提供から生じる紛争に関する請求を審理し、決定する管轄権をもつであろう。⁽¹³⁾ 法律の適用範囲は、それゆえに、規範的な消費者の苦情状況、すなわち、物品またはサービスの欠陥に制限される。それ以外の有り得る紛争状況はその管轄権に入らない。たとえば、交通事故による請求、地主・借地人の紛争および過失の主張、不法監禁、暴行を理由とする訴訟などがこれに含まれる。⁽¹⁴⁾ ニュージーランド、アメリカ合衆国、ホンコンおよび大英帝国における裁判所はすべてより広範囲な管轄権をもっている。⁽¹⁵⁾ しかしながら、Jayakumar 教授が指摘したように、

シンガポールにおいてこのような裁判所が創設されたのははじめてであったので、その管轄権は物品の売買またはサービスの提供に関する契約から生じる少額請求に限定されている。組織が試用され、有効であると認められるならば、他の型式の訴訟にも裁判所の管轄権を拡大して与えられることになるであろう。⁽¹⁶⁾

これこそ、採用すべき合理的な方法である。

さらに、法律によれば、かかる手続のそれぞれにおける請求額を裁判所の管轄権の範囲内にするという目的のみで、裁判所の面前で別個の手続に分けて請求することはできない。⁽¹⁷⁾ 合併して請求することは許される。⁽¹⁸⁾ さらに加えて、2人またはそれ以上の人が同一の被告に対して請求するとき、代表請求をすることができる。⁽¹⁹⁾ かかる請求は、数人のうちの1人の名前で提起される。⁽²⁰⁾ しかしながら、裁判所は、かかる代表請求が原告に損害を及ぼすと考えるとき、代表された人々の全員または誰れか1人の請求が分離して審理されるように命じる権限を与えられている。⁽²¹⁾

3. 組織

裁判所は、下級裁判所法 (the Subordinate Courts Act)⁽²²⁾ の第4条のもとで、大統領によって設立されるシンガポールにおける下級裁判所の1つである。1つまたはそれ以上のかかる裁判所が設立されるであろう。⁽²³⁾ それは首席判事の推せんにもとづいて大統領によって任命される仲裁人 (Referee) によって統轄される。仲裁人は、任命証書において特定されるときのために事務所を保有する。彼は、ときとして、再任されることができる。彼の任命は、しかしながら、首席判事の勧告にもとづいて、大統領によっていつでも取り消されることができる。法曹法 (the Legal profession Act) の意味での有資格者のみが仲裁人として任命されることができる。⁽²⁴⁾ 彼は下級裁判所法のもとで下級判事 (Magistrate) と同権の保護をうける。⁽²⁵⁾ 少額請求裁判所の登記所が設立・維持され、そこに裁判所のすべての記録が保有される。⁽²⁶⁾ 裁判所を適切に機能させるために必要とされる1人の登記官 (Registrar), 副登記官, 複数の補助登記官および他の職員は、首席判事によって任命される。⁽²⁷⁾

下級裁判所の1つとして、この裁判所は明らかにシンガポールにおける司法制度の1部を成していよう。⁽²⁸⁾ 手続の規則および意思決定の基礎が柔軟であることに反対する人々および“しゆろの木”の正義という観念に反発する人々の批判が裁判所によってさらにうけ入れられるならば、歓迎すべきことである。さらに、現在の裁判所制度と接続して、他に2つの環が存在している。それらは、第1に、下級判事の裁判所において利用できる現存の手続のもとでの仲裁人の命令の強制であり、⁽²⁹⁾ 第2に、仲裁人の命令に対する控訴を審理する高等裁判所の管轄権である。⁽³⁰⁾

現職の下級判事または地方裁判所判事は、裁判所の仲裁人として巡業 (tours to duty)⁽³¹⁾ しないように任命されることが望ましい。仲裁人は裁判所の面前にやってくる請求のみを審理するために任命された専任の職員とされることが望ましい。なぜならば、彼が請求を審理することをひき受ける役目は独特のものだからである。彼は判定官というより以上に、

調停官であり、仲裁人である。判定することは彼の機能の1つにすぎない。すべての他の機能が失敗したときに彼がひき受ける機能なのである。このような事態が発生し、請求について判定するため両当事者のいい分を審理するときでさえ、彼は多分、公平な判事の役目を果たことはないであろう。それと反対に、仲裁人は真実を引き出し、せんさく好きな態度をよそおい、疑問を問い直すことに積極的な役目を果たし、手続の流れを指図することに深くかかわっている。請求を審理するに当って仲裁人のこのようなかかわり合いは、あるタイプの個性によく適した特別の方法を要求するであろう。さらに、つねに手続に身をさらすことは、仲裁人により大きな自信を与え、それが順に、手続の間の状況をさらにくつろいだものにするであろう。輪番制でこの裁判所における義務をひき受ける現職の下級判事または判事が、必要な熟練および知的な展望を發展させるための十分な時間や機会をもつことはありそうもない。それに加えて、彼等にとっては、敵対的な背景のなかでの判事の役目から、厳格な法およびに手続が適用されない、和解的でせんさく好きな仲裁人の役目に切りかえることは困難であろう。

この裁判所がおかれる場所に関しては、実務上の理由から、登記所および第1審裁判所は下級裁判所の建物におかれることになろう。だが、ときとして、手続がさらに確立されるならば、裁判所がより近づきやすく、親しみやすく、しかも恐ろしくない物理的環境におかれる可能性を慎重に考慮されることが望ましい。1つの可能性として、コミュニティ・センターとよばれるものがあろう。権限を分散することによって生じる行政上の困難な事態を克服することができると考えれば、この裁判所を路上の人々により近づきやすいものにしようとするこの運動は、積極的な衝撃を与えるにちがいない。請求を審理するタイミングもまた、当事者にとっての不便を最少限にするように定められることができる。たとえば、平日の午後おそく、または夕方、もしくは土曜日の午後に審理が行われる

4. 裁判所の面前における手続

(i) 請求の提出

手続は、申立人によって署名された定型の書面による請求を下級判事に提出することによって開始される。⁽³²⁾ 申立人の身分に関していかなる制限も存在しない。⁽³³⁾ 下級判事は請求が口頭でなされることを許可し、それを書面に作成し、⁽³⁴⁾ 申立人に読み聞かせ、説明したのち、それに署名させる。合同請求または代表請求の場合に、下級判事は申立人または代表されている人々の全員による署名が行われていないとき、審理の日以前に申立人およびかかる人々の全員が署名することを条件に、請求が提出されることを許可することができる。しかしながら、審理以前に署名していなかった申立人または代表される人々の名前は、もし裁判所がそれを命じるならば、⁽³⁵⁾ 請求から削除され、請求額はそれに応じて減額される。

それにふさわしく、請求を提出することは簡単な仕事であり、要求されるすべての事項は次のとおりである。すなわち、各申立人の氏名・住所、代表請求の場合は、代表される各人の氏名・住所、被告（請求が提出される相手方）の氏名・住所、請求する金額・請求する理由を被告に知らせるために合理的に充分なその他の事項および請求額が計算された方法を含んでいる。⁽³⁶⁾

(ii) 下級判事の面前における審理前の調停請求が提出されたのち、下級判事が紛争当事者を呼び出し、彼等にうけ入れられる解決をもたらす目的で相談するとき、会合が行われる。審理前の調停期間は、他の少額請求手続においてきわめて有益であることが立証され、さらに初期の段階で不和を調停する可能性が十分に評価されるべきである。⁽³⁷⁾ かかる解決がなされるとき、下級判事は申立人の請求にもとづいて、解決の条項を実行するよう命じるものとする。この命令は、⁽³⁸⁾ あたかも裁判所の命令であるかのように効力をもつ。解決のためのこのような企てが失敗する

とき、当事者は指定された日時・場合において、仲裁人の面前に出頭することになる。

(iii) 仲裁人の面前での審理

この裁判所の面前での手続は、非形式的な方法で行われよう。⁽³⁹⁾手続は秘密のうちに行われ、当事者は彼等自身の事件を提出するであろう。当事者の1方が政府、法人または組合であるため、これが不可能な場合は、規則により、公務員、専任の使用人またはその組合員もしくは専任の使用人の1人がそれぞれ代表とされる。⁽⁴⁰⁾すべての他の事情のもとでは、世俗的であると法律上であるとを問わず、代表は禁止されている。⁽⁴¹⁾法律およびそのもとで作られる規則に従い、この裁判所はそれ自身の手続を統制し、この統制を行うに当って自然の正義という原則を考慮すべきものとされる。⁽⁴²⁾この裁判所は証拠の法則によって拘束されることはなく、どの問題についてもそれが適切と考える方法によって通知することができる。⁽⁴³⁾宣誓が行われ、提出された書証は、仲裁人によってそのように要求される時、制定法による宣言によって立証されることができるけれども、⁽⁴⁴⁾証拠は宣誓して提出される必要はない。裁判所は、自己の裁量で、それが適切と考える他の証拠を探求・受理し、また他の調査・照会を行うことができる。かくして受理し、確認したすべての証拠および情報は⁽⁴⁵⁾すべての当事者に開示されよう。

仲裁人は、証拠に関する記録を保管するよう要求されることはないが、手続および裁判所の登録簿に記録される必要のあるその他の状報を書き留めるであろう。⁽⁴⁶⁾それぞれの請求の記録には、申立人によって主張される請求、請求を審理する間に裁判所によって決定され、記録される紛争の争点および裁判所によってなされる命令⁽⁴⁷⁾を含んでいる。この記録は、一定の料金を支払うことにより紛争当事者は誰れでも利用することができる。⁽⁴⁸⁾

明らかに、これまで概説した手続は仲裁人に順応性を与えることを目

的としている。これをもう一度くり返せば、性格的にも十分に信用できる人を仲裁人に任命することが重要であることを強調している。くつろいではいるが、いぜんとして確実な方法を採用する人を意味していよう。とりわけ、彼は一度だけの、教育のない、おずおずした、意見をはっきりいえない消費者と精力的で、自信に満ちた、政府、法人または組合の専任の使用人との間に存在する、現実または見せかけの大きな隔りに結末をつけるという重要な役目を演じる。

少額請求手続に柔軟性を与えるという全面的な考えにそって、法律はこの裁判所が“紛争を事件のもつ基本的な真価と正義に従って終結させ、また、そうするについて、法を考慮しなければならないが、厳格な法形式または専門的事項を実行するよう強制されることはない”⁽⁴⁹⁾としている。この規定が、控訴するかどうかという当事者の決定に及ぼす影響については、のちに議論する。いくらか重要なもう1つの他の規定は第12条(1)であり、そこには“裁判所の最も重要な機能は、紛争当事者に納得のいく解決をもたらすよう試みることである”とのべている。このような簡単な言葉使いは、筆者の見解では、法律の精神を例証している。すなわち、それをしないことを求めているのではなく、そうすべきことを求めている。それは精力的で自己主義的な市民を助長して、彼等自身の見解のみを強調させるよう試みるのではなく、苦情が公にされ、友好的な方法によって解決されるように、便利で近づきやすい裁判所を提供しようと努めている。

商品およびサービスの欠陥に対する消費者の苦情が増大するとともに、かかる裁判所が適切であり、この重大時にそれを導入することは、最も時を得ている。しかしながら、手続が言葉数の多い申立人によって利用されることができると認めながら、この裁判所はいつでも、不まじめな、またはいやがらせ的と考える請求を棄却し、さらに彼等に対する訴訟費用にかかる当事者に負担させることによって罰する権限を与えられている⁽⁵⁰⁾。

5. 他の裁判所との関係

さきにのべたように、この裁判所はシンガポールにおける下級裁判所の1つである。その手続は、仲裁人、当事者、代表者および証人に関する限り、裁判上の手続である。⁽⁵²⁾ この裁判所の面前に証拠を提出する当事者は特権を与えられているが、彼等はこの利益を、宣誓のうえ偽りの証拠を提出することについて対応する責任を負わされることなく、うけることができるというのは注目に値する。簡単にいえば、彼等は初めから、宣誓のうえ証拠を提出することはないからである。⁽⁵³⁾

この裁判所は、その面前に提出された請求のすべてについて専属管轄権をもっているわけではない。かかる請求をする当事者は、彼等がそれを望むならば、下級判事の裁判所で彼等の救済を求めることができるからである。しかしながら、請求がこの裁判所に提出されたとき、手続をどこか他の裁判所にもち出すことはできない。ただし、これらの手続が、請求がこの裁判所に提出される以前に開始されていたとき、またはこの裁判所の面前にある請求が取り下げられたときは、この限りでない。⁽⁵⁴⁾ これと反対に、その請求に関する手続がどこか他の裁判所に係属中であるか、またはそこですでに決定されていたとき、請求をこの裁判所の面前に提出することはできない。⁽⁵⁵⁾ このことは、裁判所の手続のためにより多額の費用と不利益を蒙っても差支えない当事者による濫用を結果することになり、かかる当事者は、他方当事者が請求をこの裁判所に提出する機会をもつ以前に、どこか他の裁判所にすみやかに訴を提起することができると思われる。非良心的な小売商人および他の商事会社は、このような遅延および取引の方策が“苦情を申し立てる消費者から彼等の手がかりを消し去る”のに有利であるか、または少なくとも彼等を強制して彼等の請求を解決させるのに有利であること発見するであろう。⁽⁵⁶⁾

この裁判所は、いつでも、請求がどこか他の裁判所で処理されるべきであると考えるならば、手続をその裁判所に移送することができる。たとえば、裁判所が弁護士による調査と議論を必要とする困難な法律問題

に直面するならば、請求は移送されるであろう。しかしながら、現在のところ、法律には起るべき逆転の事態に関する明示の規定は存在しない。⁽⁵⁸⁾ すなわち判事または下級判事が、この裁判所の面前で少額請求として審理されるべきであるとする事件を移送する権限は与えられていない。法律は、それにもかかわらず、下級裁判所の規則制定委員会がこの裁判所の訴訟手続およびその命令の強行に関する詳細な規則を制定するとき、この権限がのちに与えられることを期待している。⁽⁵⁹⁾ この裁判所が請求を審理する管轄権をもつことを阻止するために、“弱い”当事者が請求をこの裁判所に提出する以前に、“強い”当事者が他のある裁判所に訴えを提起する⁽⁶⁰⁾というありそうな筋書を考えると、かかる場合に、事件を審理する下級判事は、事件を少額請求裁判所の面前で審理させるために移送する権限をもつことが絶対に必要である。

法律の興味ある改革は、請求を決定するについてこの裁判所が利用できる一連の意見である。この裁判所が請求を棄却することなく、申立人の有利に決定するとき、3つの命令のうちの一つを命じるであろう。⁽⁶¹⁾ 申立人または誰れか他の当事者に対して、被告が金銭を支払うよう要求する⁽⁶²⁾命令：被告に対して、命令によって特定される（商品またはその部品の交換を含めて）作業をするか、またはその事柄に精を出すことによって、商品の欠陥を矯正するか、またはサービスを提供する際の欠陥の埋合わせをするよう要求する⁽⁶³⁾作業命令：またはこの裁判所が被告に対して、定められた期間内に作業命令を遂行するように命じ、彼がその命令に従わないときは、申立人に対して金銭を支払うよう命じるという、2つの命令の組み合わせがそれである。下級判事の裁判所は、これらの命令を強行するについて、道具としての役目を果す。⁽⁶⁴⁾ 上記の第1および第3の型式の命令を強行するために明白な規定が存在するのに対して、第2の型式の命令（全面的な作業命令）の強行に関して空白が存在する⁽⁶⁵⁾ようにみえるのは、注目に価する。

さきに指摘したように、この裁判所の命令に対する控訴は、法律問題

を含むなんらかの理由または請求がこの裁判所の管轄外であったという理由にもとづいて、高等裁判所へもち込まれる。これらの事柄はたしかにその通りだとしても、手早く、便利で、経済的で、しかも柔軟性があるというような、人をひきつける魅力のある属性はむしろ望まれるべきではなく、また上首尾の当事者でも、控訴に伴う遅延、より複雑な手続および法律問題に絶えまなくさらされることになる。高等裁判所は控訴を容認もしくは棄却するか、またはそれが適切と考えるとき、この裁判所に再審を命じる命令とともに事件をこの裁判所に付託するのであろう。⁽⁶⁶⁾しかしながら、高等裁判所は、事実問題についてこの裁判所によってなされた決定を取消し、もしくは変更したり、またはさらに証拠を受理することはないであろう。⁽⁶⁸⁾高等裁判所の判決は終局的なものであり、いかなる上訴の対象にもならない。⁽⁶⁹⁾

少額請求手続のもつ2つの独特な特色は、控訴をさらに困難なものにするであろう。第1に、さきにのべたとおり、この裁判所は請求を法に従って厳格に決定する必要はなく、“事件の実質的な価値および正義に従って”決定する。⁽⁷⁰⁾控訴の理由を狭く限ることにより、請求が厳格に法に従って決定されていないため、控訴がより困難な事態が生じるかも知れない。第2に、特別な請求の記録は、申立人によって提出された請求それ自体、この裁判所による請求の審理の間に決定され、記録された紛争の争点に関する事実の概略およびこの裁判所の保証する命令のみから成り立っている。⁽⁷¹⁾控訴しようとする人は、控訴するかどうかを決定したり、さらに成功の見込みを評価することを可能にしてくれる十分な情報をもたないであろう。とくに、仲裁人が彼の命令について理由を示すことは要求されていないことが、控訴しようとする人の立場をさらにむつかしくする。

思いやりをもっていえば、仲裁人の仕事は余り複雑なものとはされるべきではない。調停人、仲裁者そして判事としての彼の仕事は、彼の側で骨の折れる覚書を作ることを必要とするような詳細な記録を厳格に要求

することによって過度にそくばくされるべきではない。このようにペンと紙に夢中になることは、仲裁人が彼の他のより重要な仕事、とくに紛争について適切で受入れられる妥協を積極的に探し求めるという仕事から注意をそらすことになる。しかしながら、そうであるとしても、控訴しようとする人が控訴するかしないかを決定すること、そして彼の控訴が成功するかどうかを現実的に評価することを可能にするため、なんらかの機構が導入されるべきであろう。

結 論

少額請求裁判所は、すべての消費者の不都合にとっての万能薬ではない。結局のところ、消費者自身が市場における彼等の取引において、知識、抑制および慎重さを働かさなければならない。疑いをもたず、だまされやすい消費者がつねに存在するように、良心的な小売商人および商事会社もまたつねに存在している。

消費者のための教育および情報の提供は、それゆえに、継続して行われなければならない。またそれが大多数の消費者を改善するための主要な推進力となるべきである。この裁判所の設立に関するすべての詳細な事項が最終的に仕上げられるとき、たやすく読める、公開された資料もまた利用できるようにされるべきである。この裁判所の施設を利用する消費者の側の心理的な障得または不本意は、克服されなければならない。

次の2、3年にわたり、この裁判所の仕事を監視する努力が払われるべきである。その間に、なんらかの欠点が発見されるならば、議会はちゅうちょすることなく、法律を改正すべきである。それはそれとして、この裁判所の利用者となるすべての人々は、その活動の特色の根底にある基本的な考え方を理解し、しかも素直に裁判所の仕事を手助けする必要がある。最後の検討として、この裁判所の機能が上首尾にいくならば、すべての関係当事者—消費者、小売商人、他の取引関係者、政府にとって有益なものであろう。なぜならば、市場はそこにある非常に不愉快な

手続を免れることになるからである。シンガポールで買い物をするのは、地元の人々および旅行者も同様に、すべての人々にとって非常にたのしいことになるであろう。

注

- (1) 1984年. No.27. この小論を書いているとき、大臣が、官報による公告で、日付をまだ特定していないので、法律はまだ施行されていなかった。
(第1条)。下級裁判所法(第14章)の第69条(4)のもとで首席判事によって指名された規則制定委員会は、裁判所の機能に関する規則の作成を終らせていた。(第44条I)。
- (2) New Nation. 1976年3月20日参照。提案は Iran Baptist 氏によって行われた。彼は当時、シンガポール消費者協会の代表幹事であり、また Potong Pastir の議員でもあった。
- (3) CASE の消費者苦情部局は、1982年3月から1983年3月の間に834件の書面による苦情を受理し、44,500ドルの現金の払いもどしをうけた。1984年3月に終る1年間に、書面による苦情の数は979件となり、現金の払いもどしは、83,855ドルへと、比較できないほど異常に増加した。この数字は、切実な苦情がきわめてひんばんなものになってきたことを示している。
- (4) 貿易促進局は、外国のバイヤーが約40の貿易業者に対して苦情を申し立てたりリストを作成している。これらの苦情は、詐欺および他の非行である。Sunday Monitor. 1984年11月25日参照。
- (5) 法律は1984年8月24日に議会を通過し、1984年9月11日に大統領によって同意を得たが、この小論を書いているとき、政府の官報への公告がまだなされていなかったため、法律はまだ施行されていなかった。註(1)参照。
- (6) シンガポール議会議事録、1984年8月24日。第2000段。
- (7) 3つ目の対案は、貿易・産業省の国内貿易局に苦情を申し立てることである。しかしながら、この場合、被害をうけた消費者が満足を受けるといことはありそうもない。なぜならば、追跡訴追は、たとえそれが行われたとしても、被害をうけた消費者に、彼の終結的な目的である救済を与えるというよりも、むしろ関連する立法のもとで、防禦する商社に対する警告および(または)訴追の1つをなすように思われる。
- (8) シンガポール議会議事録、1984年8月24日。第2001段。
- (9) シンガポール議会議事録、1984年8月24日。第2002段。

- (10) Jayakumar 教授の指摘したように、シンガポールにおける消費者保護の問題に対する主要な酷評は、消費者教育およびその情報に関する。消費者は彼等の権利および責任について教えられ、さらに市場における非行について情報を与えられている。この分野でこれまで多くのことがなされてきた。保護的な消費者立法はたしかに重要であるが、限定され、制約された役目しか果さない。しかしながら、ある分野では、立法が有益な機能を果していることが認められる。これらの分野の1つは、消費者救済である。この裁判所は、それゆえに、被害をうけた消費者の対案としていくつかの威力を付け加える点で有益な補助者である。被害をうけた消費者は彼の権利を知っており、それらを強行するための適切な裁判所として歓迎するであろう。
- (11) ある地域において、少額請求裁判所は独立の実在物としては存在しないけれども、現存する裁判所体系のわく組みの中で仕事をしている。たとえば、大英帝国およびニュージーランド。筆者の小論—“少額請求手続：少しばかりの反省”— M.L.R. 第20巻17項 (1984年) 参照。
- (12) この点については、さらに以下で論じよう。
- (13) 少額請求裁判所法 (1984年, No.27) 第5条。今後なされる制定法の参照は、別の指摘がない限り、この法律に関するものである。
- (14) 無法、無関心または無資格の修繕契約者を雇うことによって不運にも建物および集団住宅のフラットに被害をうけた所有者は、現在では、裁判所の面前に“過酷な要求”を強制することによって、個人的な満足を得ることができる。ただし、裁判所が当事者間の不和を和解させるという元来の機能に従って、正義のための情ある処理をとることを決定するときは、この限りでない。
- (15) 筆者の小論、前掲註(11)。20頁—24頁参照。
- (16) シンガポール議会議事録, 1984年8月24日。第2002段
- (17) 第8条。
- (18) 第15条(4)。
- (19) 第24条(1)。
- (20) 第24条(1)。
- (21) 第8条。
- (22) シンガポール制定法。1970年改訂版。第14章。少額請求裁判所法第3条。その他の下級裁判所として、地方裁判所 (District courts), 下級判事裁判所 (Magistrate's courts), 少年裁判所 (Jevenile courts), および検屍官裁判所 (Coroner's courts) がある。少額請求裁判所法の第45条は、その結果、下級裁判所法 (Subordinate court Act) の第4条を改正し、これを付け加えている。

(23) 第3条。

(24) “有資格者”とは、法曹法(第217章)第2条のもとで、以下の人々の意味に限定される。

(a) シンガポールのマラヤ大学、シンガポール大学または国立シンガポール大学において法学士の学位のための最終試験に合格した人または

(b) イングランドまたは北アイルランドの法廷弁護士またはスコットランドの弁護士会の会員または

(c) イングランドもしくは北アイルランドの事務弁護士、またはスコットランドの控訴裁判所(court of session)の弁護士もしくはスコットランドの事務弁護士または

(d) 第5A条のもとで大臣により公表された何か他の学位または資格を有し、該条のもとで担当部局より証明書を入手した人。

現在まで、大臣は(d)項に関して官報に何の公告もしていない。

(25) 第41条(1)。

(26) 第13条。

(27) 第14条。

(28) 以下の註42、43および49。

(29) 第33条。

(30) 第35条。

(31) これは、たとえば、検屍官裁判所において検死官の仕事をする裁判所職員に関する手続である。

(32) 第15条(1)。原告が彼の請求を提出するために自分自身で出頭する必要はないという事実は、被害をうけた旅行者ですでに自宅に帰っている人の場合には有益である。かかる場合に、シンガポール旅行者推進局は、彼のために彼の請求を提出するであろう。申立人は、それにもかかわらず、書式に署名しなければならない。

(33) 小売商人、政府および他の商事会社のように、非消費者でもあり、消費者でもあるものは、裁判所の記録官に請求を提出することができる。他の地域における少額請求裁判所の経験からみれば、非消費者が最もしばしば利用している。これらのいくつかの地域での経験によれば、彼等の少額請求手続を、商事会社が彼等の未払いの貸金を取り立てるのに利用できる便利な手段にしないよう、特別な仕かけを導入しなければならない。筆者の小論、前記註11.26頁～28頁参照。この点は、法案が議会で討議されたときに提起された。(シンガポール議会、議事録、1984年8月24日。第2004段、第2007段—第2008段)。

(34) 第15条(3)。

(35) 第15条(4)。

- (36) 第16条。
- (37) 1982年10月25日から29日まで、マレイシアのクワラ・ランプールで開かれたアセヤン法律協会の通常会議において、Richard Magnus 氏によって提出された“シンガポールの一般市民のための紛争解決の択一的な方法”と題する論文を参照。
- (38) 第17条(2)。
- (39) 筆者は、しかしながら、なんらかの審理はとくに報道機関に周知させるために必要であると考え。たとえば、被害をうけた消費者によって提起された請求に、悪い足跡を記録している挑戦的または反抗的な小売商人または他の商事会社に関連しており、しかもその請求は一般的な安全性という広い消費者問題を含んでいるような事例がこれに当たる。法律は、しかしながら、大臣が命じると同様の方法で、記録官が裁判所の手続に関するこのような事柄を公表するように定めている。第42条。
- (40) 第21条(2)。
- (41) 筆者はいたるところで、次のように主張してきた。すなわち、このような禁止は、消費者の利益に反して、とくに彼が自信がなく、高等教育をうけておらず、また請求に対する他方当事者が、裁判所の面前で請求を提出し、または防禦する十分な経験をもった、教育のある、明白な発言をする使用人によって代理されるとき、不利益なはたらきをするであろう。前掲註(11)、29頁—30頁。さらに、請求が邪道にふみ込んだ小売商人に対して消費者から提起されるとき、すでに帰宅した旅行者が裁判所の面前に出頭することは、このように禁止する必要がある。このようなわけで、余計な費用が生じるが、もしこれが苦情を申し立てる旅行者自身によって負担されるならば、彼等の苦しい感情をさらに激化させることになる。このことは、旅行者のショッピング・パラダイスとしてのシンガポールのイメージを傷けることになる。対案として、シンガポール旅行者推進局が生じた費用をすべて負担すべきである。この選択は、もし可能であれば、避けるべきであるというのは、理解できる。これらの旅行者の場合に、自分自身で出頭し、代理を禁止するという規則に対する例外が有利に考慮されるべきである。
- (42) 第27条。自然的な正義について2つの基本的な法則がある。第1に、偏見禁止の原則、すなわち、何びとも自己の関与する事件について裁判官となることはできない (*Nemo iudex is causa sua*) とするものであり、第2に、審理をうける権利、すなわち、何人も審理をうけることなく非難されることはない (*audi alteram partem*) とする。Wade and philips. *Constitutional and Administrative Law* (1977年) 第9版、598頁—599頁参照。第3に法則があるべきだと主張された。すなわち、正義がなされる

のみならず、なされているようにみえなければならないという。Paul Jackson. *Natural Justice* (1979年) 89頁参照。彼はその説を支持するものとして、*R. V. Home Secretary, ex. P. Hosenball* (1977年) 事件, W.L.R. 第1巻 772頁を引用している。

- (43) 第25条(1)。
- (44) 第25条(2)(5)。
- (45) 第25条(3)。
- (46) 第25条(6)。
- (47) 第13条(2)。
- (48) 第13条(3)。
- (49) 第12条(4)。
- (50) 第29条。
- (51) 下級裁判所法(第14章)は、しかしながら、少額請求裁判所法(1984年)第45条(3)で定められる場合を除いて、それに適用されることはなからう。
- (52) 第41条(2)。
- (53) 上記の註44。
- (54) 第6条(1)。
- (55) 第6条(2)。
- (56) たとえば、修繕契約者とフラットの所有者との間で、一方において、材料およびなされたサービスの質に関し、また他方において、費用の不払いについて、紛争が生じるであろう。前者は、消費者が少額請求裁判所に請求を提出するのに先んじて、最初に下級判事の裁判所の面前に呼び出すであろう。
- (57) 第7条。
- (58) 2,000ドルという金額的な制限を考慮するとき、かかる権限はよりしばしば、下級判事によって行使されるべきであろう。
- (59) 第44条(1)(2)(g)。下級裁判所規則(1971年法第4章)第37条1項は、事件を下級裁判所の1つから他の下級裁判所または高等裁判所への移送について規定している(第37条)。しかしながら、少額請求裁判所法の第45条(3)によれば、下級裁判所法は少額請求裁判所の行使には適用しないと定めている。ただし、明白に別のことがのべられるときは、この限りではない。前期註51。第37条1項は次のように定めている。

“ある裁判所の判事が、該裁判所における手続はどこか他の裁判所で審理される方がより便宜であるか、公正であることができるかと判断するとき、彼は手続が他の裁判所へ移送されることを命じることができる。”
- (60) 上記の註56。

少額請求裁判所法 1984年

- (61) 第32条
- (62) 第33条(a)は、かかる“命令……は2,000ドルを越える金銭の支払いを要求しないものとする”と定めている。
- (63) 第33条(b)は、“命令によって強行するよう要求される仕事の額は、2,000ドルを越えないものとする”と定めている。
- (64) 第31条(1)。
- (65) 第33条は、第1および第3のタイプの命令の強行を含んでいる。第34条は厳格に解釈すれば、第3のタイプの命令のみを含んでいる。なぜならば、第34条(1)(a)および(b)は接続的なものだからである。すきまを埋めるためのもっともらしい方法は、第34条を自由に解釈し、それをまた第2のタイプの命令に適用すると主張することである。
- (66) 1980年の仲裁手続(改正)法—1980年 No. 2—によってなされ仲裁手続法(第16章)に対する改正の結果として、仲裁手続を行う裁判所間の関係に重要な変化が生じたとき、これと類似した事情が存在する。このような変化の結果、以前には遅延させる方策としばしばたよりにされた裁判所への請求はより困難になった。
- (67) 第36条(1)。
- (68) 第36条(2)。
- (69) 第36条(3)。
- (70) 第12条(4)。
- (71) 第13条(2)。前期註47。
- (72) 手続は下級裁判所に設けられているが、そこでは、負訴当事者が控訴通知をするとき、判決理由が与えられる。下級裁判所規則(1971年第4章)第49条4項参照。